地域再生計画

- 地域再生計画の名称
 海と歴史、ロマンのまち、津屋崎再生
- 2 地域再生計画の作成主体の名称 福岡県、福津市
- 3 地域再生計画の区域福津市の区域の一部(津屋崎地域)
- 4 地域再生計画の目標

福津市の人口、面積等

福津市は、平成17年1月24日に福間町と津屋崎町が合併し誕生した市であり、福岡県北部に位置し、福岡市の近隣で福岡都市圏を構成している市です。また、面積は、52.71平方キロメートルを有し、山林や農地に抱かれるように住宅地が広がっています。福津市の人口は55,677人(平成17年国勢調査)で、平成12年比マイナス101人と、福岡都市圏を構成する市では唯一人口が減少に転じていることから、行政と市民がともにまちの魅力づくりをすすめ、地域の特性を活かしながら住みよいまちにしていくことが課題となっています。

福津市の取り組み

福津市は、地方分権ならぬ地域分権を掲げ、地域の個性や独自性を活かした自主的かつ主体的な取り組みを進めるという考えのもとに、市民参画によるまちづくりを目指しており、総合計画において「地域自治の確立」と「行政経営の変革」を将来像実現のための前提として捉え、方針と政策を打ち出しています。

キーワードは「地域と子ども」です。市では、地域づくりを「郷づくり」と名づけ、概ね小学校区を単位とした地域自治のしくみづくりをすすめています。平成17~18年度に市民が中心となって策定した地域づくり計画を推進し、地域に一定の権限と財源を移譲する地域分権を目指しています。子どもの分野については、市全体を「こどもの国」と想定し、子どもたちが、夢を持ち、生きる力が身につけられるよう、地域特性を活かした学校づくりや子育て支援の施策、子どもの権利保護の施策をすすめています。

人口減少という大きな課題に関しては、「福間駅東地区区画整理事業」として、 宅地開発、商業施設の誘致、下水道の整備、駅舎改築などハード事業に取り組んで いますが、何よりも地域住民と行政の共働でよりよいまちづくりができるという認 識の下、市民参画のまちづくりをさまざまな施策の基本としています。

津屋崎地域の現状と課題

津屋崎地域は、人口約7,000人、世帯数約2,500で、玄海国定公園の一角をなす「恋の浦」や、希少生物(ウミガメ、カブトガニ、クロツラヘラサギなど)が生息・飛来する砂浜や干潟など豊かな自然に囲まれ、また、津屋崎千軒や造り酒屋、津屋崎千軒民俗館「藍の家」など歴史的情緒を今なお残す地域でもありますが、それぞれが観光の1つのポイントとしてあるだけで、楽しみながら回遊できるよう線としてつなぐ取り組みをしていないため、地域資源が十分に活用されていません。また、観光客などが休憩し観光情報を得るために立寄る施設や、魅力ある店舗が少ないことから、観光等の交流人口が伸び悩んでいるという課題があります。

また、NPOやボランティア団体などの市民活動団体も、市内の他の地域に比べて多く活動していますが、交流拠点がないこともあって、連携やネットワーク化が図られていないのが現状です。

さらに、今年度から取り組んでいる「津屋崎地域づくり計画」の実現においても、 地域住民と市民活動団体が情報を共有し、連携を深め、共に行動することが求めら れていますが、会議や交流会ができる活動拠点がないため、早急な整備が望まれて います。

加えて、公共鉄道廃線や高齢世帯の増加、若い人の流出などが進んでいることから、今後、活気のないまちになっていくことを危惧しています。

これらの状況を踏まえて、住みやすさや観光につながる活性化策に取り組んでいく必要があります。

介護保険サービスセンターについて

介護保険サービスセンターは、平成11年11月に開設され現在に至り、介護保険法の規定に基づき、介護保険の拠点として高齢者福祉サービス事業を実施してきました。

しかし、民間介護事業者等のサービスの充実、また、平成17年からは高度な高齢者福祉サービスが行えるよう介護保険サービスセンターの機能を健康福祉総合センターに集中したことから、介護保険サービスセンターとしての利用者が著しく減少している状況です。

再生の目標

人口減少や財政難など市を取り巻く状況は厳しいものがありますが、美しい自然や歴史、すばらしい伝統文化がこのまちにはあります。郷土を愛する心を一つの力にし、未来の夢を語り合い、人と人が助け合い、支えあい、ともに行動していくため、地域住民と市民活動団体、市は共働して、それぞれに個性あるまちをつくって

いきます。そのため、市は郷づくり推進事業で地域ごとに活動拠点を整備することとしています。

津屋崎地域では、介護保険サービスセンターを、地域住民と市民活動団体の相互 交流の場「地域交流センター」に転用し、郷づくりの活動拠点として最大限活用し ながら、また市民活動団体のネットワ・クづくりを行いながら、住みよい地域の創 造と魅力ある地域づくりを行います。この施設の有効活用については、地域住民、 市民活動団体などから意見をいただき、協議を重ね、転用を図ることにしました。

また、平成18年度に、地域資源や温かい人情味を活かして地域の活性化を図ることを目的とした、「津屋崎千軒通り整備計画」を策定しました。この計画では、空き家、空き店舗の情報を収集、調査し、賃貸システムを構築して、市のホームページなどで情報提供を行い、定住人口の増加を図ることにしています。

以上のような取り組みをすすめ、観光資源と住民の活動とを有機的に結び付け、「津屋崎ファン」を増やし、地域の活性化を図ります。

計画の数値目標

地域交流センター年間利用者数	(平成 19 年度)	(平成 23 年度)
	0人	1,400 人
津屋崎地域の定住人口	(平成19年8月末)	(平成 23 年度末)
	7,036 人	7,100 人
地域資源を活かした交流イベント	(平成 19 年度)	(平成 23 年度)
	年間 3 回	年間 12 回

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

玄海国定公園の豊かな自然と、歴史と伝統文化に恵まれた当市は、これらの資源 を活かしたまちづくりや観光施策を推進してきました。

この自然や歴史を活かして住みよいまちづくりをすすめ、交流人口の増加を図ることを基本に、利用者が減少している介護保険サービスセンターを地域交流センターとして転用し、地域住民や市民活動団体、観光客などの拠点施設として位置付けます。併せて、定住人口の増加につながるための情報提供などの取り組みも行っていきます。

また、地域住民による組織での運営を基本としながら、地域住民と市民活動団体 の相互交流や市民活動団体、ボランティア団体などのネットワーク化とコミュニティ 意識の醸成を図るとともに、魅力あるまちづくりをすすめ、さらに、地域の活性 化へとつなげていきます。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

A 0 9 0 3 社会福祉施設の転用の弾力的な承認

この施設を津屋崎地域の交流拠点として位置付け、地域の特性や資源を有効に活用した事業を展開し、交流人口を増加させ、また、地域住民による自主的な取り組みを図ることによって、魅力あるまちづくりをすすめます。

具体的には、介護保険サービスセンターを転用し、地域住民と市民活動団体の相互交流の場にし、会合や講座、学習会の開催、地域情報の発信、ミニギャラリーとしての活用などを行います。また、市民活動団体等が活動拠点として利用できる場に整えることにより、団体のネットワーク化などが図られる「地域交流センター」として活用します。

このような基盤づくりから始めて観光拠点として発展させ、住む人と訪れる人の 交流で、「津屋崎ファン」を増やしていきます。歩きたくなる回遊マップやパンフ レットによる観光情報の提供、案内、イベント情報発信を行い、観光スポットを巡 るための立ち寄り場所、休憩スペースとして活用します。

また、定住人口の増加につながるように、空き家や空き店舗の情報を、市のホームページや地域交流センターで、移り住みたい人たちに提供していきます。

なお、施設の運営は、津屋崎地域郷づくり推進協議会が行うこととしています。

【施設の概要】

施設種別 社会福祉施設

補助事業者福津市

施設名 福津市介護保険サービスセンター

定員 なし 設置主体・経営主体 福津市

所在地 福岡県福津市津屋崎 849 番地

国庫負担(補助)金額23,100,000 円総事業費23,100,000 円国庫負担(補助)年度平成 10 年度

建築構造 軽量鉄骨造 2 階建

建築延面積 166.74 m²

処分区分・内容 福津市介護保険サービスセンターを地域交流セ

ンターに転用

処分予定年月日 平成 20 年 3 月 31 日

【要件適合性】

当該施設の処分が行われない場合に不適切な事態が生ずるおそれがある事由 介護保険サービスセンターとして開設された当該施設は、介護保険法の規定に基 づき、介護保険の拠点として高齢者福祉サービス事業を展開してきました。しかしながら、福津市本来の福祉の拠点施設が、別に設置されている健康福祉総合センターであることから、より高度な高齢者の福祉サービス事業が展開できるよう、平成17年から介護保険サービスセンターの機能をその健康福祉総合センターに集中させ、介護保険サービスの向上に努めてきました。

このような状況であっても、津屋崎地域の高齢者に対する福祉事業の後退があってはならないという認識の下、平成17年から高齢者福祉事業の一部を担う施設として活用してきました。しかしながら、高齢者だけの福祉施策のみでは、施設の利用が伸びず、施設の目的に沿った活用が見込めないことから不適切な施設となることが懸念されます。

このため、施設の有効活用について地域の自主的・自立的な取り組みを尊重し、 地域の活力の再生と、持続可能な地域再生を実現することを目的に、地域住民と協 議を重ねた結果、地域交流センターとして、施設を有効に活用し、地域再生を図っ ていきたいと考えます。

当該地域における転用の必要性について

今回の地域再生計画の認定申請地域「津屋崎地域」は、玄海国定公園の一角をなす「恋の浦」、希少生物(ウミガメ、カブトガニ、クロツラヘラサギなど)が生息・飛来する砂浜や干潟など豊かな自然に囲まれ、また、津屋崎千軒や造り酒屋、民俗館「藍の家」など歴史的情緒を今なお残す地域でもあります。

市では、これらの魅力ある地域資源と住民自治活動とを有機的に結び付け、新たに教育や交流を通した総合的な文化・環境PRを展開し、津屋崎地域に多く点在する観光スポットとも連携を図りながら、自然と歴史ロマンに包まれた活力と魅力に満ちた地域を目指しています。

今後、このような資源を活かした地域活性化策を拡大・発展させるためには、市民の自主・自立的な活動を基本に、豊かな自然や歴史、希少生物をはじめとする環境への取り組みなど、地域資源に関するさまざまな情報を地域内外に発信し、地域の特性を全面に打ち出した新たな人的交流・活動を展開する施設の整備が必要であり、そこを拠点に、地域ニーズに合致した地域活性化、再生のために必要な事業として取り組んでいくことが重要であると考えています。

なお、この施設の転用により予定している「地域交流センター」の機能については、国庫補助事業「都市再生特別措置法」(平成 14 年法律第 2 2 号)の「まちづくり交付金交付要綱」(平成 1 6 年 4 月 1 日付け国都事第 1 号、国道企第 6 号、国住市第 2 5 号国土交通事務次官通知)に掲げる対象施設である高次都市施設(地域交流センター)の基準に合致しているものであると考えます。

同一事業者における転用について

介護保険サービスセンターの地域交流センターへの施設転用後も引き続き、福津 市が管理します。

転用目的等を社会福祉目的とすることが困難な事由について

市には、市役所福間庁舎に地域包括支援センターや高齢者及び介護保険関連事務を行う部署があります。また、健康福祉総合センターは、社会福祉協議会をはじめとして福祉施策に関するサービス機能が充実していることから、利用が集中しています。

このため、介護保険サービスセンターの利用が伸び悩んでおり、以前から他の施設への転用など、施設の有効活用を検討してきました。子育て支援事業や障害者福祉事業など社会福祉目的の施設への転用についても検討してきましたが、市内には、公共、民間を問わず高齢者や子育て、障害者関係のサービス施設が整っていることから、具体的な利活用策がなく、財政的負担を考えても明確な結果が出なかった背景があります。

【転用後の利用者の処遇】

転用前の実施事業については、地域住民の理解を得て、市役所津屋崎庁舎や健康福祉総合センターへ引き継ぐこととしています。津屋崎庁舎はこの津屋崎地域内であり、また、健康福祉総合センターは車で5分ほどの距離であること、市はコミュニティバスを運行して交通の利便性の確保に努めていますのでサ・ビスの低下は招かないと考えます。

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本計画に基づく支援措置 該当なし

5-3-2 支援措置によらない取り組み

安心して住み続けられる地域をつくるための事業実施

市民らがワークショップを重ねて策定した「津屋崎地域づくり計画」に掲げる事業を、地域住民と市民活動団体で構成する津屋崎地域郷づくり推進協議会が市と共働で実施します。

NPO、ボランティア団体等による地域の魅力づくり事業、交流イベントの実施

- ・毎年開催している「よっちゃん祭」、「津屋崎祇園山笠」、「サマーナイト in つやざき」を、より多くの市民が参加し、かつ観光客を呼び込める賑わいの 交流イベントとして拡充し開催します。
- ・紺屋再生事業として、つやざき藍いるの会が小中学生の藍染体験事業や千軒

のまちなみに藍染のれんをかけ、特色あるまちなみの再生に取り組みます。

- ・民間観光案内所推進事業を実施します。観光客をもてなす駅長(個人、商店主など)を募り「まちの駅」の設置を進め、回遊性を図ります。
- ・築100年以上経つ建物である津屋崎千軒民俗館「藍の家」を、観光案内所、 ミニギャラリー、イベント開催場所として活用、運営します。

NPO、ボランティア団体の連携、ネットワークづくり

- ・活動団体の情報収集を行い、交流会を実施します。
- ・地域交流センターの利用に関するヒアリング調査を行い、情報ボックスや掲示板などを設置します。

担い手育成支援事業(市事業)

- ・地域自治の担い手として、「津屋崎地域郷づくり推進協議会」が自主性と独 自性をもった組織運営、活動ができるよう、交付金(郷づくり推進事業交 付金)を交付し、運営支援を行います。
- ・市独自の生涯学習システム「郷育カレッジ」とボランティアネットワークシステム(V-net)を活用した、人材の発掘及び育成を行います。
- ・定住人口増加のため、空き家、空き店舗の情報を収集し、調査を行い、賃貸システムの構築を図り、市のホームページなどで提供します。

個性ある地域づくり推進事業(県事業)の活用

地域の活性化を図るため、創意と工夫による主体的な地域づくりを進める市町村を支援するための事業である、「個性ある地域づくり推進事業」(アドバイザー派遣等)を活用していきます。

6 計画期間

平成20年度~平成23年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

目標の実現にあたって、4 - に示す数値目標について、進捗状況を毎年把握し、平成23年度の目標が達成できるように検証していきます。

なお、その内容については、市の公式ホームページで公表します。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし